

第60回社会を明るくする運動

..... 強調月間7月1日～31日

主唱／法務省
牛久市
牛久市保護司会
牛久市更生保護女性会
牛久市青少年相談員連絡会



～犯罪や非行を防止し、
立ち直りを支える
地域のチカラ～

行動目標

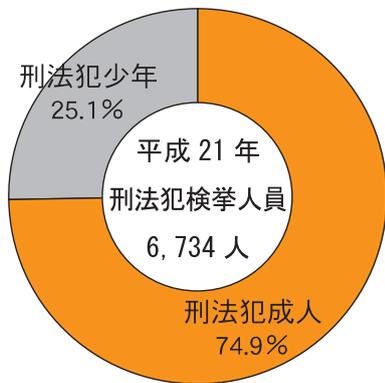
- ① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ② 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ③ ①と②のこれらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

一般刑法犯の認知件数は、平成8年から平成14年にかけて非常に高い件数を示していましたが、その後、平成15年から対前年比において減少を示しているものの、平成20年に約180万件と高い水準を示しています。一方、検挙率は低下しているのが現状です。

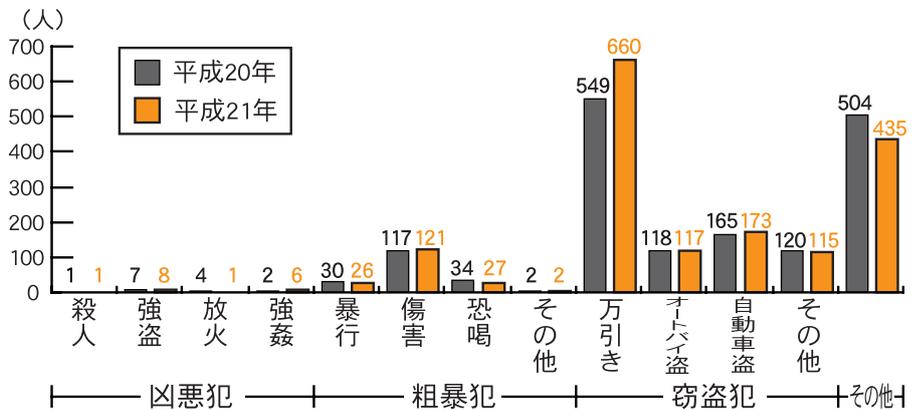
茨城県の平成21年中の刑法犯少年(※)の検挙・補導状況は、1,692件(前年比2.4%増)となっています。また、茨城県刑法犯総数に占める少年の割合は、全体の25.1%(前年±0%)を占めています。

少年非行の概況(茨城県警察本部少年課資料より)

刑法犯検挙総数に占める少年の割合



刑法犯少年罪種別人数



非行防止のための十則

- 1 子どもを放任するなー子どもを育てる責務の自覚をー
- 2 親の権威を失うなーしつけに自信をー子どもの言いなりにならないようにしよう。
- 3 子は親を映す鏡であることを忘れるなー自ら厳しくー子どもに教えたことは自分で模範を示そう。
- 4 親子の対話を忘れるなー子どもを理解するー
- 5 子どもに積極的に話し掛けよう。
- 6 子どもに善悪のけじめをつけさせることを忘れるな
- 7 やっていいこと、悪いことのけじめを教えよう。
- 8 子どもに過度の期待をかけるなー適切な目標と進路をー
- 9 親の一方的な願望や見えて子どもをしっかりとつけることはやめよう。
- 10 子どもを甘やかすなー忍耐力と自律心をー
- 11 物分かりのよい親は要注意です。
- 12 小さい時からしつけることを忘れるなー後で悲しまないためにー
- 13 かわいがるだけでは子どもを駄目にします。
- 14 二つしかなかったら、三つ寝る心掛けを忘れるなーいつも励みと温かさをー
- 15 頭ごなしやむらのある感情的なしかり方は逆効果です。
- 16 子どもに目標を持たせることを忘れるなー若いエネルギーの方向を正しくー
- 17 過度の干渉を避けて、自立化を助けよう。

(※)少年とは20歳未満の者で、刑法犯少年は14歳以上20歳未満で罪を犯した者

「社会を明るくする運動」とは

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

市でも保護司会、更生保護女性会、青少年相談員連絡会を中心に、街頭キャンペーンなどの活動を展開します。



法務大臣からの「社会を明るくする運動」のメッセージが牛久市保護司会より伝達されました！

社会環境の悪化や複雑化する中で、子どもたちが健やかに育つように、家庭や学校、地域が連携を取り、一体となって、犯罪や非行のない明るい社会をつくりましょう。

◆少年に良い環境を

◇家庭では

- ・親子の対話を大切にしましょう。
- ・大人は、ポルノ雑誌などを家庭に持ち込まないようにしましょう。
- ・テレビなどは、健全な番組を選びましょう。
- ・子どもには、良い本を読む習慣を付けさせましょう。
- ・携帯電話やインターネットにはフィルタリングサービスを利用し、正しい使用について話し合いまししょう。

◇地域では

- ・地域の活動に参加しましょう。
- ・有害図書、有害がん具などを販売している自動販売機が設置されないよう見守りましょう。
- ・成人映画などは、子どもに見せないようにしましょう。
- ・レンタルショップや遊戯場などが少年のたまり場にならないようにしましょう。

愛の募金運動にご協力ください

青少年の非行防止と更生の援助のために
あなたの温かい理解と愛の手を！

牛久市更生保護女性会会長 小野寺治子

「第60回社会を明るくする運動」強調月間が7月1日から始まりました。更生保護女性会は、女性の立場から「青少年に母の愛を」をモットーに、不幸にして非行に陥ってしまった青少年のために、一日も早く本来の健やかな姿に立ち戻ってほしいという願いをもって、援助のための募金活動を行っています。

これは、県下の更生保護女性連盟の一事業です。おかげさまで毎年多額の浄財が寄せられ、県内の矯正施設ならびに保護観察中の少年たちの更生保護費として寄付しております。施設では、凶書費や視聴覚器材をはじめ、社会活動のための参加費、作業用の衣類、あるいはパソコンなどの教材費に有効に役立てています。また、私どもの地域での活動にも使わせていただいております。

今年もこの「社会を明るくする運動強調月間」に会員が募金活動を行います。この趣旨をご理解くださいますと、一層のご協力をお願い申し上げます。

「茨城県青少年のための環境整備条例」が改正され、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」になりました。

(平成22年4月1日施行)

青少年に関する条例を全面改正した「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」において、新たに青少年の非行を助長する行為が禁止されています。

○非行助長の禁止(第38条)【新設】

だれでも、青少年に対し、次の行為を行なうよう勧誘したり、強要したりして、青少年の非行や不良行為を助長してはいけません。

- ・わいせつな行為、飲酒、喫煙、家出
- ・暴行、窃盗、器物損壊、覚せい剤などの薬物の使用など

【罰則】違反した場合：1年以下の懲役または50万円以下の罰金

問い合わせ 茨城県女性青少年課
☎029-301-2183

問い合わせ 市児童福祉課 ☎内線1731